

令和 7 年度 第 3 回 名古屋市環境影響評価審査会 会議録

1 開催日時

令和 7 年 12 月 2 日 (火) 午前 10 時～午前 11 時 30 分

2 開催場所

市役所西 12E 会議室 (西庁舎 12 階)

3 出席者

(1) 審査委員 (五十音順、敬称略)

石井 仁	(名城大学教授)
上田 紗也子	(名古屋大学特任助教)
岡田 恭明	(名城大学教授)
岡村 聖	(名古屋産業大学教授)
片山 直美	(名古屋葵大学教授)
黒澤 浩	(南山大学教授)
齋藤 仁	(名古屋大学准教授)
庄村 勇人	(名城大学教授)
富田 啓介	(里山湿地研究所代表)
夏目 知道	(愛知県立芸術大学准教授)
橋本 啓史	(名城大学准教授)
針貝 綾	(名古屋市立大学教授)
藤田 素弘	(名古屋工業大学教授)
増田 理子	(名古屋工業大学教授)

計 14 名

(2) 事務局 地域環境対策部長始め 6 名

(3) 傍聴者 3 名

4 議事及び意見等の要旨

事務局より、今回の審査会の出席者が 14 名であり、審査会が成立していることを確認した。また、本日のスケジュールについて簡単に説明した。

議題 (仮称) 千種駅前計画に係る計画段階環境配慮書について (答申)

[会長] それでは、議題 1 「(仮称) 千種駅前計画に係る計画段階環境配慮書について(答申)」の審議に入りたいと思います。本日はこれまでの当審査会の議論を踏まえて、事務局が作成した答申案について議論し、答申を取りまとめたいと思います。

まず、資料 1 「第 2 回審査会での質問と回答」及び参考資料「環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解」について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] (資料 1、参考資料について説明)

[会長] ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等はありますか。

[委 員] 内水氾濫の話がありましたが、ハザードマップを確認するとそのような場所が広がっており、駐車場が地下ということなので、入口の方向などを考慮しないと水が地下に入ってくると思うので、配慮が必要だと思いました。

[事務局] これについては、事業者から今後の図書で記載すると聞いておりますのでよろしくお願ひいたします。

[委 員] 反射音についてですが、建物が少し遠くなるから大丈夫という話だったのですが、建物が遠くなつても建物が高くなるので、反射の影響については、遠くなつたからいいという考え方ではなく、きちんと解析しますという返事が欲しかったなと思います。

[事務局] 方法書では、こういう方法で、予測・評価等していくということが記載され、それに基づいて準備書が作られます、その中で反射音の影響についても、何かやって欲しいというご意見でしょうか。

色々なところから音が出ていることもあるって、なかなか難しいと聞いておりますが、一度その旨伝えたいと思います。

[会 長] 前回の審査会から話題になっている駐車場について、最大450台ということで、居住部分が450戸で、各家庭1台以上持っていたとしたら、足りないのではないかと思いました。それに商業施設に来る人も含めると、さらに足りなくなると思うのですがどうなのでしょうか。

[事務局] 質問と回答の4番で、それぞれ条例等に基づいた附置義務台数を上回る計画にしているということで、事業者からは住居と商業施設を合わせて最大で450台を想定していると聞いております。

今、想定されている計画では、マンションの附置義務台数については135台、店舗の附置義務台数については、7台と聞いております。

最終的に何台の駐車場を確保されるか把握しておりませんが、現状としてはそのように聞いております。

[委 員] タワーパーキングを建設するということで、この計画書のどこに作るのか入れなくていいですか。

[事務局] 事業者に駐車場の計画を確認したところ、地下と地上、自走式の他、タワーパーキングを建設するということで、現段階では図面の空白部分ではなく、建物内のどこかに入れる計画と聞いております。

[会 長] それは方法書の段階ではつきりするのでしょうか。

[事務局] 質問と回答の2番でも、具体的な配置については今後検討していくということで、方法書の段階で載るのかその後の図書で載るのかは現段階では把握しておりません。

[委 員] 商業施設は地下にも地上にもできる可能性がありますが、どのくらいの店舗が入る予定でしょうか。それによっては、店舗に対して7台の駐車場でいいと思えないのですがどうなのでしょうか。

[事務局] 今のところ、地下に店舗が入ると聞いていないので、地上のどこかに店舗が入ると思うのですが、何店舗入るとか、どのくらいの規模でどういうお店が入るかは聞いていないのでわからないですが、店舗の附置義務台数の7台については、事業者から聞いている情報です。

[会 長] その7台というのは、業者の商品の搬入のためのスペースですか。

[事務局] 店舗に対しては、名古屋市駐車場条例に基づく附置義務台数の7台と聞いていますが、その7台の内訳が、お客様の台数なのか、業者を含めてなのかわからないので、確認をしておきたいと思います。

[会 長] 他にご意見ご質問ござりますでしょうか。

続きまして、資料2の答申案について事務局から説明をお願いします。

[事務局] (資料2について説明)

[会長] ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等はありますか。

[委員] 住民の意見を十分に把握するために、いつ、どのように意見を求めて、それを何回ぐらい行う予定なのか教えてください。

[事務局] 住民の意見については、この配慮書につきましても、図書が出た後に縦覧を行い、市民意見を募集しております。今後提出される図書でも、意見を求めて、それに対して適切に対応していただければと思っております。

[委員] 一定期間、市民意見を募集して、それに対して事業者が回答を作成するという繰り返しがあるのか、1回だけで終わりなのでしょうか。

[事務局] 図書ごとに、縦覧をして意見を募集する期間は決まっております。縦覧をして意見を募集する時には、広報なごや等で案内させていただいた上で、所定の場所で縦覧しているので見に来ていただいてもいいですし、名古屋市のウェブサイトにも掲載しているので、それを市民の方に見ていただいて、意見を募集するという流れになっております。

[委員] 周辺の住居に手紙を投函して、意見を求めるということはやらないのですか。

[事務局] 今回の配慮書については、事業者が周知する方法の1つとして、関係地域にあらましを各戸配布しております。あらましの中には、意見募集の案内もありましたので、近くの方はそれをご覧いただいているかと思います。

[委員] 答申案の1の(2)の駐車場の出入口のところで、周辺交通だけではなく、内水氾濫のことも考慮してということを入れていただけるといいなと思いました。

[事務局] 周辺交通に配慮したということに加えて、先日他府県でも、内水氾濫で地下駐車場が水没したという事故がありましたので、内水氾濫にも配慮した事業計画ということでしょうか。

[委員] はい、そのような形でお願いします。

[事務局] それでは、答申案の1の(2)を修正案として読み上げさせていただきます。「したがって、その詳細について方法書に記載するとともに、周辺交通及び内水氾濫に配慮した事業計画とすること」ということでよろしいでしょうか。

[委員] はい、よろしくお願いします。

[委員] 答申の中に大気環境に関することが全くなく、最初の審査会では、計算としては収まるようにしてありますが、工事が長期に長引くので配慮していただくというような事を仰っていたと思うので、その辺りを配慮していただきたかったと思いました。

[事務局] 大気質のところで、そういう議論があったので加筆させていただき、修正案を読み上げます。「複数案の比較検討に当たっては、建設機械の稼働による大気汚染物質の年間排出量が最大となる時期に予測及び評価をしているが、長期的に見た場合、複数案間でそれほど差はないと考えられるため、全期間に対して配慮すること」ということで、複数案を比較する際に、建設機械の稼働による影響については、短期間で評価するのではなくて、全期間に配慮することという意見を追加するということでいかがでしょうか。

[委員] はい、それで大丈夫かと思います。

[会長] それは、どこに入りますか。

[事務局] 環境要素に関する事項の(1)が騒音・振動になっていますが、その上に(1)で大気質を入れさせていただいて、騒音・振動以下が(2)、(3)というように順番に送る形になるかと思います。

[事務局] 時間も限られていますので、修正をしている間に次の議題に入らせていただいて、後程、答申案の確認をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

[会長] それでは、修正が終わりましたら戻るということで、報告に移りたいと思います。
事後調査結果報告書が3件ございます。まず初めに、「名古屋市公共下水道平田水処理センター事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）」について事務局から報告をお願いします。

[事務局] （中間報告書の位置づけについて説明）

報告1 名古屋市公共下水道平田水処理センター事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）について

[事務局] （名古屋市公共下水道平田水処理センター事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）について説明）

[会長] ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等はありますか。
それではご意見がないようですので、次に、「名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）」について、事務局から報告をお願いします。

報告2 名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）について

[事務局] （名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）について説明）

[会長] ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等はありますか。

[委員] 内容について確認させてください。豊明市との境界線上の問題について、豊明市側への働きかけや配慮などについての議論はあったのか、又はあるのかということについて、一般論で結構ですので教えてください。

[事務局] 勅使ヶ池の墓園事業の手続きについては、昭和57年7月から始まっており、名古屋市の条例ができる前の要綱の頃から始まっているもので、当時どのように周辺の自治体へ照会等をしていたかは把握しておりません。

一般論でお答えさせていただくと、今の条例では、名古屋市内の市境付近で事業を行う時に、名古屋市内だけでは影響が収まらず、周辺の市町村に影響があるという時には、関係自治体と協議を行い、周辺への影響を確認するということが定められておりますので、そちらで配慮してやっていくような手続きになっております。

[委員] 今回の報告書の内容ではないですが、これは条例前のスタートではありますが、事後調査計画に記載した項目しか事後調査されないということですが、これだけ長期になると生物が新しく住み着いたりなど、色々と問題があるのではないかと思います。

みどりが丘公園ですが、最近はオオタカが繁殖する年もあつたりする中で、どこまで配慮がされているのかわからない状況で、工事が予定通り進められています。

また最近、隣の勅使ヶ池でも、愛知県も名古屋市も2025のレッドリストで、絶滅危惧II類に分類しているトモエガモが来るようになっていて、冬の工事だと騒音などの影響があるのではないかと思っています。

この冬も、続きの汚水管工事が行われ、樹林も若干伐採されると聞いております。条例上は、この当時決めた事後調査を行うということなのでしょうが、工事が長期に渡るものに関しては、途中段階で、生物などへの配慮や調査という仕組みができないかと感じています。

[事務局] 事後調査計画に記載がない部分についても、配慮して欲しいということでご意見をいただき、また、名古屋市に対してもご意見をいただいたところかと思いますので、事業者に伝えたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

[会長] 確認ですが、10ページに文化財のことが記載されており、周辺に遺跡がありそうだと思います。例えは名古屋市の部分に関して言うと、文化財保護課に遺跡の状況について、照会や情報共有はされていますか。

他の自治体についても、この辺りは猿投山の古窯址群の一番西の外れに当たるのではないかと思いますので、おそらく豊明市は、そのような遺跡の状況は把握していると思うのですが、情報の共有あるいは照会はされているのかを確認していただきたいです。一応ないということにはなっていますが、わかる範囲で結構です。

[事務局] 今は把握していませんが、大事な観点かと思いますので、きちんと把握して進めていくように事業者に伝えさせていただきたいと思います。

[会長] よろしくお願ひします。

以前にもありましたが、環境に関することが重要視されて、文化財がなおざりになってしまいますので、文化財の情報があれば、文化財保護課などと情報共有して、緊密に連携していただきたいと思います。

報告3 都市高速鉄道JR関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）について

[会長] 最後に、「都市高速鉄道JR関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）」について、事務局から報告をお願いします。

[事務局] （都市高速鉄道JR関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）について説明）

[会長] ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等はありますか。

[委員] 何故、3年間も工事が止まってしまったのでしょうか。

[事務局] 詳細な事情はわからないですが、複線化自体が今のところ中断しており、単線でやつしていくということで、今後、計画が進んでくることがあれば、複線化を進めていくこともあるかもしれません。現状は、計画はしているけど工事着工には至っていないということかと思います。

[会長] 他にいかがでしょうか。ないようですので、事後調査結果報告書については終了します。

先ほどご指摘のあった答申につきまして、修正案の紹介をお願いします。

[事務局] （修正点2箇所を読み上げて確認）

[会長] ご指摘いただきました、お二人の委員いかがでしょうか。

[委 員] それで結構です。

[委 員] はい、大丈夫かと思います。

[会 長] ありがとうございました。それ以外に何かございますでしょうか。
特にご意見がないようですので、これをもって、当審査会の答申といたします。

[事務局] (お礼の挨拶)

[会 長] それでは、本日予定されていた議題は以上となります、事務局から他に何かござりますか。

[事務局] 本日はありがとうございました。

いただいた答申をもとに、市長意見を作成し、事業者へ送付するとともに、市民の皆様へ縦覧をさせていただきます。また、委員の皆様にもお送りいたします。

次回の審査会でございますが、12月15日（月）午前10時30分より、東庁舎5階の大会議室で開催しますので、よろしくお願ひいたします。

[会 長] それでは、これをもちまして本日の審査会を終了します。ありがとうございました。